

# I 実施要項

## 1 目的

栄養教諭としての経験を踏まえ、専門的・実践的な研修を行い、食に関する指導のリーダーとしての役割を果たすために必要な指導力と実践力の更なる向上を図る。

## 2 対象

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校に在籍し、教職経験10年経過11年目の栄養教諭（以下、「当該栄養教諭」という。）とする。※過年度未受講者を含む。

なお、下記に留意のこと。

### (1) 在職期間について

① 在職期間は、国立学校、公立学校又は私立学校である小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の栄養教諭として在職した期間（臨時的に任用された期間を除く。）を通算した期間とする。ただし、学校栄養職員及び学校以外の公的機関（自然の家は除く。）での在職期間は除算する。

② 指導主事、社会教育主事等として、教育委員会において学校教育又は社会教育に関する事務に従事した期間があるときは、その期間を当該在職期間に通算するものとする。

③ 在職期間のうち、次に掲げる休職又は停職により現実に職務を執ることを要しない期間が引き続き1年以上あるときは、その期間の年数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を当該在職期間から除算する。

ア 休職又は停職により現実に職務を執ることを要しない期間

イ 育児休業をした期間

ウ 配偶者同行休業等をした期間

エ 職員団体の役員として専ら従事した期間

### (2) 次の者は対象者から除く。

① 臨時的に任用された者

② 他の任命権者が実施する研修に相当する研修を受けた者

### (3) 平成29年度までの10年経験者研修又は令和7年度までの中堅栄養教諭資質向上研修を未受講の者（延期者）は対象とする。

## 3 内容

研修内容は、次のとおりとする。

(1) 校外研修 年間 7日

(2) 校内研修 年間 6日

## 4 期間

研修の実施期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間とする。

## 5 実施主体

中堅栄養教諭資質向上研修は、県教育委員会が主催し、総合教育センターが実施する。

## 6 実施体制

(1) 総合教育センターは、当該栄養教諭が所属する市町村教育委員会（以下、「市町村教育委員会」という。）、当該栄養教諭が所属する学校及び共同調理場（以下、「学校・共同調理場」という。）の協力を得て研修を実施する。

(2) 市町村教育委員会及び学校・共同調理場は、研修の状況を把握し、研修に対して必要な協力を行う。

## 7 評価及び研修計画

### 【市町村立学校】

- (1) 総合教育センターは、前年度内に、当該栄養教諭の能力・適性等についての評価の観点及び評価票を作成し、市町村教育委員会に通知する。
- (2) 市町村教育委員会は、必要に応じて観点を加え、当該栄養教諭が所属する学校の校長に通知する。
- (3) 当該栄養教諭は、評価の観点に基づいて自己評価を行い、校長に「研修計画立案のための評価票」（様式1）を提出する。
- (4) 校長は、当該栄養教諭の自己評価を参考に、評価の観点に基づいて当該栄養教諭の評価を行った上で、校内研修計画書を作成し、市町村教育委員会に提出する。
- (5) 市町村教育委員会は、校長から提出された評価票及び校内研修計画書の調整を行い、決定後、その結果を教育事務所に提出する。
- (6) 教育事務所は、評価票及び校内研修計画書を、総合教育センターに提出する。
- (7) 校長は、校内研修計画書に基づいて、当該栄養教諭に職務上の命令を発する。

### 【県立学校】

- (1) 総合教育センターは、前年度内に当該栄養教諭の能力・適性等についての評価の観点及び評価票を作成し、校長に通知する。
- (2) 校長は、必要に応じて、評価票に学校独自の評価の観点を付加することができる。
- (3) 当該栄養教諭は、評価の観点に基づいて自己評価を行い、校長に「研修計画立案のための評価票」（様式1）を提出する。
- (4) 校長は、当該栄養教諭の自己評価を参考に、評価の観点に基づいて当該栄養教諭の評価を行った上で、校内研修計画書を作成し、総合教育センターに提出する。
- (5) 校長は、校内研修計画書に基づいて、当該栄養教諭に職務上の命令を発する。

## 8 実施計画

- (1) 総合教育センターは、実施計画を作成し、市町村教育委員会、県立学校長に通知する。
- (2) 実施計画においては、校外研修、校内研修及びその他研修について必要な事項を定める。

## 9 校内体制

- (1) 校長は、当該栄養教諭が研修を受けるときには、校内体制を整備し、業務に支障が生じないように配慮する。
- (2) 校長、副校長、教頭、主幹教諭及び教諭（教務主任、給食主任、保健主事）等は、研修計画に従い、当該栄養教諭の指導・助言を行う。

## 10 評価及び研修報告

- (1) 当該栄養教諭は、評価の観点に基づいて、研修以前との比較を含め成果報告書をまとめ自己評価を行い、校長に「成果報告書」（様式3-1、3-2）を提出する。
- (2) 校長は、当該栄養教諭の自己評価も参考に、評価の観点に基づいて、研修以前との比較を含め評価を行い、成果報告書を作成する。その結果については、当該栄養教諭の以後の指導や研修に活用する。また、校外研修及び校内研修の実績と効果について研修報告書を作成し、成果報告書と併せて、次のように提出する。
  - ① 市町村立学校においては、市町村教育委員会に提出する。市町村教育委員会は、成果報告書及び研修報告書について取りまとめ、教育事務所に提出する。教育事務所は、成果報告書及び研修報告書を取りまとめ総合教育センターに提出する。
  - ② 県立学校においては、総合教育センターに提出する。

## 11 その他

この要項は令和8年4月1日から施行し、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

中堅栄養教諭資質向上研修に係る在職期間について

〈在職期間例〉

■在職期間とは

国立、公立又は私立の学校の栄養教諭等として在職した期間のこと。他県での在職期間も含む。  
 ※宮城県では在職期間10年を経過した11年目に当たる年度に中堅栄養教諭資質向上研修を実施。

○在職期間とみなす …産前・産後休暇、病気休暇、育児短時間勤務、大学院修学休業、指導主事、社会教育主事、教育委員会において学校教育、社会教育に関する事務従事期間。

●在職期間とみなさない…育児休業、退職、停職、職員団体の専従、配偶者同行休業、臨時的任用期間（講師等）

※中堅栄養教諭資質向上研修に係る在職期間は、「当該年度ごと」に在職期間とするかどうかを判断して計算する（下記例参照）。

例1 研修対象

\* 太枠は在職期間該当を示している。

年度 採用後 の年数  在職 年数	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	R8中堅研 実施

例2 研修対象（除算期間あり）

									除算期間		
H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	
1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	
1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	配偶者 同行休業	9 年	R9以降 対象	

※休職を含め3回の休みはあるが、年度全体の休みでないため、除算しない。配偶者同行休業をした期間が1年以上あるので、その期間の年数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を除算する。

例3 研修対象（除算期間あり）

							除算期間			
H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目
1年	2 年 休職 (5+7か月)	3 年	4年	5年	産休	育休24か月 (4+12+8か月)	7 年	8年	9年	R9以降 対象

\* 12か月連続休職だが、年度をまたぐため年間除算にはならない。

\* 6年目の4か月と8年目の8か月は切り捨てたので除算しない。

留意点

- (1) 年度初め4月1日から翌年の3月31日まで継続した場合（12か月）→「1年除算」
- (2) (1)からさらに継続して2年（24か月）以上ある場合→「2年除算」
- (3) 1年（12か月）未満の場合→「在職1年」※除算しない。